

保護者各位

蓮田市長 中野 和信
蓮田市教育委員会教育長 西山 通夫

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う
学童保育所の対応について（第2報）

日頃から、本市保育行政の推進につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多大なるご協力をいただいておりますことに改めてお礼申し上げます。

本市では、令和2年4月7日に政府から「緊急事態宣言」が発令されたことにより、4月8日付けでご家庭での保育にご協力をお願いし、さらに4月15日付け「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う学童保育所の対応」でさらに保護者の皆様に登所を控えるようお願いしてきたところです。

その後についても、安全に最大限配慮しながら保育を実施してまいりましたが、現状、学童保育所を利用する児童及び保護者の感染リスクを最小限に抑えるための更なる取組が必要な状況となっております。

つきましては、本市におきましては、緊急事態宣言の期間中、市内の学童保育所について、さらに規模を縮小して実施をすることといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自粛期間

令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）まで

2. 学童保育を利用できる方

医療従事者及び社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方（例えば、インフラ運営に関わる方、スーパー等の生活必需物資の小売に関わる方、警察等行政サービスに関わる方等）、また、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子どもで、家庭での保育が困難な方

（詳細は各学童保育所へお問合せください）

※ ただし、在宅勤務をされている保護者が一人でも家庭にいる方については、極力ご家庭で過ごしていただきますようお願いいたします。

※ 令和2年4月24日時点での状況を踏まえたものとなっております。今後の状況により、対応が変更となる場合がありますので、ご承知置きください。

【問い合わせ先】

蓮田市教育委員会 生涯学習部
保育課 保育担当 765-1715

（保育課直通）